

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第27号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年岩手県人事委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 給与条例第28条の5第1項第1号及び給与等条例第23条の4第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（給与条例第27条に規定する扶養親族で<u>同条例第28条第1項の規定による届出がされている者及び給与等条例第22条に規定する扶養親族で同条例第23条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。</u>）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び<u>次条第2号に掲げる住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</u></p> <p>(4) [略]</p> <p><u>(職員に所有に係る住宅に準ずる住宅)</u></p> <p>第3条 給与条例第28条の5第1項第2号及び給与等条例第23条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。</p> <p>(1) <u>職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅</u></p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅</u></p> <p>(3) <u>その他人事委員会が定める住宅</u></p> <p><u>(職員以外の住宅の新築者等)</u></p> <p>第3条の2 <u>給与条例第28条の5第1項第2号及び第4号並びに給与等条例第23条の4第1項第2号及び第4号の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者</u></p> <p>(2) <u>前条第3号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者</u></p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 給与条例第28条の5第1項第1号及び給与等条例第23条の4第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（給与条例第27条に規定する扶養親族で<u>給与条例第28条第1項の規定による届出がされている者及び給与等条例第22条に規定する扶養親族で給与等条例第23条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。</u>）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び人事委員会が<u>これに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</u></p> <p>(4) [略]</p>

(世帯主)

第4条 給与条例第28条の5第1項第2号及び給与等条例第23条の4第1項第2号の「世帯主」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員をいう。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は一親等の血族若しくは姻族である者（以下「配偶者等」という。）とが共有している住宅（人事委員会がこれに準ずると認める住宅を含む。）に当該職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。

（配偶者が居住するための住宅から除く住宅）

第4条の2 給与条例第28条の5第1項第3号及び給与等条例第23条の4第1項第3号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号に規定する公舎、同条第2号に規定する職員宿舍及び同条第3号に規定する住宅とする。

（権衡職員の範囲）

第4条の3 給与条例第28条の5第1項第3号及び給与等条例第23条の4第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）第5条第3項に該当する職員（次項において「単身赴任手当権衡職員」という。）で、同条第3項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子（次項において「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国若しくは他の地方公共団体の職員であった者又は同条第1項に規定する職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用。次項において同じ。）の直前の住居であった住宅（前条に規定する公舎、職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

2 給与条例第28条の5第1項第4号及び給与等条例第23条の4第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当権衡職員で、その所有に係る単身赴任手当に関する規則第5条第3項第2号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であった住宅（第3条各号に掲げる住宅を含む。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅に単身赴任手当の支給要件に係る子が居住しているもの（当該職員が当該住宅に居住しているとした場合に給与条例第28条の5第1項第2号及び給与等条例第23条の4第1項第2号の規定に該当することとなるものに限る。）とする。

（配偶者が居住するための住宅から除く住宅）

第3条 給与条例第28条の5第1項第2号及び給与等条例第23条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号に規定する公舎、同条第2号に規定する職員宿舍及び同条第3号に規定する住宅とする。

（権衡職員の範囲）

第4条 給与条例第28条の5第1項第2号及び給与等条例第23条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）第5条第3項に該当する職員で、同条第3項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国若しくは他の地方公共団体の職員であった者又は同条第1項各号に掲げる職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であった住宅（前条に規定する公舎、職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

<p>(届出)</p> <p>第5条 新たに給与条例第28条の5第1項又は給与等条例第23条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届(様式第1号)又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。)により、その居住の実情、<u>住居の所有関係</u>等を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、<u>住宅の所有関係</u>等に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(届出)</p> <p>第5条 新たに給与条例第28条の5第1項又は給与等条例第23条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届(様式第1号)又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。)により、その居住の実情等を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

(表)

住 居 届

(年 月 日提出)

任命権者	勤務公署名			
様	職	氏 名	(印)	
住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情等を届け出ます。 (契約書等証明書類 通添付)				
届出の理由(該当する□に \surd 印を付すること。)				
<input type="checkbox"/> 1 新規(□第1項第1号 □第1項第2号) <input type="checkbox"/> 2 支給要件の喪失(□第1項第1号 □第1項第2号) <input type="checkbox"/> 3 転居(1又は2に該当する場合を除く。) <input type="checkbox"/> 4 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 5 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 6 その他() (届出の理由が生じた日)				
借 家 ・ 借 間 (1)	契 約 開 始 日	年 月 日 から	住 宅 へ の 入 居 日	年 月 日
	住 宅 の 所 在 地			
	住 宅 の 所 有 者	続柄 ()	住 所	
	住 宅 の 貸 主	続柄 ()	住 所	
	住 宅 の 借 主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄 () 共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる { 続柄 () ()		
	家 賃 等	月額 (年 月 日 から) 円	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)	
借 家 ・ 借 間	契 約 開 始 日	年 月 日 から	住 宅 へ の 入 居 日	年 月 日
	住 宅 の 所 在 地			
	住 宅 の 所 有 者	続柄 ()	住 所	
	住 宅 の 貸 主	続柄 ()	住 所	

間 (2)	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄 () 共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる { 続柄 () ()			
	家賃等	月額 (年 月 日から)	円	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)	
<input type="checkbox"/> 借家・借間(1) <input type="checkbox"/> 借家・借間(2)					
上記のとおり					
<input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、 円であると算定する。(借家・借間(1)) <input type="checkbox"/> 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、 円であると算定する。(借家・借間(2))					
年月日					
職 氏 名					
印					
取扱者認印					
備考					

(「記入上の注意」は、裏面にあるので参照のこと。)

(A4)

(裏)

記入上の注意

- 「届出の理由」欄には、住居届を届け出る主な理由について1か所 \searrow 印を付するものとする。
- 「借家・借間(1)」とは、給与条例第28条の5第1項第1号又は給与等条例第23条の4第1項第1号に該当する職員自らが居住するために借り受けた住宅をいい、「借家・借間(2)」とは、給与条例第28条の5第1項第2号又は給与等条例第23条の4第1項第2号に該当する職員の配偶者等が居住するために借り受けた住宅等をいう。
- 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は除いて記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)又は食費等が含まれている場合(例：まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費又は食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には、該当するものに \searrow 印を付するものとする。

改正前				改正後			
様式第2号(第6条関係)				様式第2号(第6条関係)			
[略]				[略]			
[略]				[略]			
[略]	該当条文 ア 給与条例第28条の5第1項第1号(給与等	[略]	給与条例第28条の5及び給与等条例第23条の4に基づく住居手当に関する規則の	[略]	該当条文 ア 給与条例第28条の5第1項第1号(給与等	[略]	給与条例第28条の5及び給与等条例第23条の4の規定に基づく住居手当に関する規則の規定に従い左記のとおり決定(改定)する。
備考							

	<p>条例第23条の4第1項第1号)</p> <p>イ 給与条例第28条の5第1項第2号 (給与等条例第23条の4第1項第2号)</p> <p>ウ 給与条例第28条の5第1項第3号 (給与等条例第23条の4第1項第3号)</p> <p>エ 給与条例第28条の5第1項第4号 (給与等条例第23条の4第1項第4号)</p>	<p>規定に従い左記のとおり決定 (改定) する。</p>		
[略]	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ	[略]	年 月 日 職 氏名 <input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ	[略]	年 月 日 職 氏名 <input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ	[略]	年 月 日 職 氏名 <input type="checkbox"/>	

	<p>条例第23条の4第1項第1号)</p> <p>イ 給与条例第28条の5第1項第2号 (給与等条例第23条の4第1項第2号)</p>			
[略]	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ	[略]	年 月 日 職 氏名 <input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ	[略]	年 月 日 職 氏名 <input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ	[略]	年 月 日 職 氏名 <input type="checkbox"/>	

	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ	[略]	年 月 日		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ	[略]	年 月 日	
			職				職	
			氏名	印			氏名	印
			年 月 日				年 月 日	
			職				職	
			氏名	印			氏名	印
年 { から } 月日 { まで }			年 月 日				年 月 日	
			職				職	
			氏名	印			氏名	印
備考 (給与条例第28条の5第1項第2号又は第4号並びに給与等条例第23条の4第1項第2号又は第4号に掲げる職員にあっては、新築又は購入の日から5年を経過する日を記入する。)								
[略]					[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の住居手当に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。